

## 陳 述 書

2017年10月3日

住 所 東京都 [REDACTED]

氏 名 松崎 参 (印)

はじめに

私は2003年に初当選以来、連続して板橋区議会議員を務め、現在は4期目の議員活動をしています。2016年12月までは日本共産党に所属していましたが、現在は党を離れ無党派として単独で活動しています。

区議会議員になるまでは、10年以上日本共産党中央委員会勤務員（党の専従職員）として、党発行の書籍の編集員や党機関誌の取材記者と働いてきました。記者時代には、主に地方議員選挙や地方政治問題の記事の担当でしたが、このほかに動物の生態を紹介するページや、科学読み物のページも多く担当し、動物の専門家や科学者との交流もありました。

また、区議選初立候補の直前の3年間ほどは、日本共産党東京都議団の事務局員として働き、都議の政策作りに関わりましたが、その中で私の大きな経験となったのは、当時の石原慎太郎都知事が、戸塚ヨットスクール事件で世間から指弾を浴びていた非科学的な教育理論である「脳幹論」を東京都の教育行政に持ち込もうとしていたことに対し、「脳幹論」の非科学的ぶりを調査し、その欺瞞性を都議会において暴露してきたことです。

私は学生時代の専門は初等美術教育ですから、自然科学は専門外といえるかもしれませんが、しかし以上のような職歴を通じて、社会問題を考える際にも客観的事実、科学的事実を重んじ、それをわかりやすく伝え、読者や住民自身に考えていただくという姿勢を身につけてきたと思います。

# I ホタル飼育事業について

板橋区ホタル生態環境館は板橋区の施設であり事業ですから、区議会議員としてホタル館の実態について調査し、その結果について区民に報告し、意見・論評して、板橋区の行政に反映させることは、当然の職務です。ホタル館事業には数々の不審点、疑問、不正の疑惑があり、それらの真相を明らかに区民に説明することは重要だと今でも確信しています。

私はその職務を区議会内だけでなく、さらにブログ、ツイッター、フェイスブックも活用して発信してきました。

原告がこうした活動をしてきた私を「名誉毀損だ」として提訴したことは、ホタル館で何が行われてきたのか？という区民の多くが抱いている疑問の解決を妨害するものです。

## 1 私とホタル館

私とホタル館の関わりについて述べます。

板橋区によるホタル飼育は 1989（平成元）年に、当時の温室植物園の一面を利用して卵から幼虫を孵化させたことが始まりと聞いていました。その後、1993（平成 5）年に現在の場所（高島平 2 丁目）に「ホタル飼育施設」を開設し、さらに「ホタル生態環境館」（以下、ホタル館と略す）と名称を改めたと認識しています。飼育事業の開始から 2014（平成 26）年 1 月までのおよそ 25 年間、飼育担当職員であったのが原告の阿部宣男氏です。

ホタル館は、毎年夏の夜間特別公開に多数の来場者が訪れるなど、区民の人气が高い施設でした。なかでも地元高島平の住民にとっては「ホタルの棲むまち」として地域のシンボリック的存在であり、誇りと愛着の対象になっており、私が区議に初当選したときにはすでに板橋区ホタル飼育施設は区の事業として定着していました。

一方で、ホタル館の運営と維持には年間で約 3000 万円の公費を必要とし、25 年間では総額 10 億円の税金を費やしてきたことから「税金のつかいみちとして他に優先すべきことがあるのではないか」など、自民党議員をはじめとして批判的意見も少なくはありませんでした。

私が所属していた日本共産党板橋区議会議員団では、①自然環境の浄化と保全にホタル飼育技術が有効であることが期待されること、②区民の環境教育に役立つこと、③地域コミュニティの活性化にも寄与していることなど理由に、ホタル館の存続・充実を議会内で主張してきました。

私自身も環境や生物に関することは興味あるテーマでもありましたので、ホタル飼育事業は、環境再生、環境教育の場として意義のある事業として当初から注目していました。

ただ、日本共産党の議員活動は、それぞれの議員が地元の活動地域を定め、その地域に責任を負うことが原則でしたので、私の活動地域から区内で一番遠い高島平地域にあるホタル館に関することに私が言及する機会はほとんどありませんでした。

2010年ころ、ホタル館でクロマルハナバチ飼育がさかんになったことをきっかけに、自民党区議らのホタル館批判が強まり、原告から共産党区議団に助けを求める電話が何度かありました。電話の内容は「自民党区議からの言いがかりで、環境部長に呼び出されている。助けてほしい」というものでした。

自民党区議からの「言いがかり」の内容は、原告が区の施設であるホタル館内でイヌ、ネコ、カラスなどの私的なペットを飼っていることや、禁じられている自家用車通勤をしていることなどだったと記憶しています。そうした行為は、公務員倫理に反する非違行為であることは私も知っていましたが、当時の私は「区民のためにホタル館を守られなければならない、そのためには阿部さんは必要な人であり、少しぐらい公務員の枠から外れた行動があっても大目にみるべき」という認識がありました。

それ以来、ブログのダイレクトメッセージ機能やツイッターのメッセージ機能を利用して原告と通信したことがあり、電話での通話も何度かあり、それらを通じてホタル館の抱える課題を原告から教えられることもありました。

原告と直接面会をしなかったのは、原告の非違行為の件で環境部長に私が会いに行った件くらい、私は原告の支援者として考えられていたこともあり、区議である私が特定の区職員と特別の関係にあるかのような誤解を生じさせないための配慮からでした。

そのころには、老朽化したホテル館が現地での立て替えもままならず、事業を継続できるかどうか課題になっていたので、私は原告と協力してホテル館存続のための政策作りができればと考えていました。

2011年3月11日の東日本大震災の直後の4月には区議会議員選挙がありましたが、震災復興や被災地支援が選挙でもテーマになりました。選挙後、再選した私は電話で原告と話したとき、原告から「板橋のホテルは原発事故のあった大熊町由来のホテル。ホテルを通じて大熊町を助けたい」と聞き、さっそく議会での新人議員の初質問に取り入れました。それは「ホテルを通じて、板橋区民に大熊町への関心を持っていただき、大熊町民を励ましてほしい」「大熊町に帰る日が来たとき、環境再生に向けて、ホテル飼育で培った板橋区の環境技術を活かせるようにしてほしい」（2011年6月10日、平成23年第2回定例会。荒川なお区議の一般質問）という質問でした。

こうして私は初当選以来ずっとホテル館での事業の継続と発展を願い、原告とも協力してきました。それが大きく転換したのは2014年1月27日のホテル館の実態調査からです。

## 2 ホテル館問題の告発を始めた経緯について

### (1) 区環境課による生息数調査のこと

2014年1月27日に板橋区環境課がホテル生態環境館において、生息数調査を行ったことは、1週間後の2月3日ごろでした。区議会控室に登庁した際、普段からホテル館存続の取り組みに熱心だったいわい桐子、熊倉ふみ子区議から報告を受けました。

当時私は区議団幹事長であり、党の各区議から相談や報告を受ける立場にありました。2月3日は定例区議会の準備のために、日本共産党区議団の議員団会議が開かれた日です。

1月27日の調査のことは、会議のなかで話されたのではなく、会議前にいわい・熊倉両議員から聞かされました。

その際、聞いた内容は、①1月27日に突然、調査が始まり、両議員は支持者から連絡を受けて、緊急に現場に行った。②調査は原告不在の抜き打ち調

査として始まったが、途中から原告も現場に来ていた。③現場では原告を支援するボランティアが区に抗議し、口論などもあり、パトカー、救急車が来るなど、混乱があった――というものでした。

2人の議員から話を聞いた私は「すくなくとも調査に現場責任者の阿部館長がいないのはおかしい」との印象を持ち、詳しい話を聞こうと区環境課長を電話で区議団に控え室に呼び出しましたが、来たのは環境部長の山崎智通氏でした。

区の通常の業務では、区議会議員に説明するのは課長級職員の役割であるので、その上司の部長が直接説明に来たことで、事態が深刻であることを感じました。私は山崎部長に「阿部館長」不在での抜き打ち調査に対して抗議しましたが、そのとき、区が調査をすることを決めたきっかけが、ホテルの持込疑惑の解明のためであることを聞かされ、またホテル館には「館長」という役職はなく、通称に過ぎないこともこのときの山崎部長の話で知りました。

山崎部長から聞かされた内容は、①調査では幼虫が2匹しか見つからず、推計値を合わせても23匹にしかならないこと。②「成虫持ち込み」の証言があり、2013年夏のホテル夜間公開終了直後から原告およびむし企画代表から聞き取り調査を行っていたこと。③警察に相談しており、警察も調査活動をしている段階であること。④原告を調査直後に、ホテル館から本庁に異動させたこと――などです。

原告不在の抜き打ち調査にしたのは、区が原告によって調査日までにホテル幼虫が持ち込まれることを防ぐためだったと聞きました。しかし、実際には調査日当日の早い時間から原告が現場に来て、調査の様子を見ており、抜き打ち実施は失敗していたとも聞きました。さらに調査日から数日後に原告がホテル館の水路に仕掛けたトラップに入ったホテル幼虫を他の区職員に見せ「区の調査方法は間違っている。ホテルはまだいる」などと主張していることも山崎部長から聞かされました。

山崎部長から話しを聞いて、私は「重大事件であるから、すぐに坂本区長の記者会見を開き、事実を区民に公表すること」を求めました。しかし山崎部長は「2月19日の区議会区民環境委員会で調査結果を報告するので、それ

までは公表できない。また警察からも発表しないように言われている」として、口外しないことを求められました。

しかし区民には公表していないはずなのに、山崎部長から話を聞いたその日の夜には、知人から「松崎さん ホタル館の件で1点、確認。阿部館長が異動になったのは事実なのではないでしょうか。よろしくお教えてください！」とメールを受け、驚きました。

## (2) 区議会幹事長会での問題提起

2月7日には区議会の幹事長会が開かれました。正式な議題にはなりませんでしたが、各会派の幹事長と副区長・総務部長が同席するなかで、雑談として、ホタル館の調査と持ち込み疑惑について私から話をしました。

総務部長は「警察に相談中なので公表できない」としながらも、私が「区から被害届を出さなくていいのか？」と質問すると、「被害届を出さなくても捜査できる案件だ」と答えました。民主党の幹事長は「背任罪になるのではないか」と意見を述べていました。

## (3) ホタル館支援者からの陳情

2月10日にはホタル館のボランティアと支援者らが、陳情に来たので、いわい、熊倉議員らと共に面会しました。

陳情の主な内容は、「区が行なった生息数調査は不当なもので、学術的にも適切でないので、調査をやり直してほしい」というものでした。その際、マクロベントス法、ミクロベントス法の詳しい解説資料も添えられていましたが、これらの陳情者がマクロベントス法など調査の具体的な内容まで早い段階で知っていたことと、その反論まで用意していることに驚きました。

私は陳情に対して「調査方法が正しいかどうかよりも、区が『ホタル幼虫が23匹しかいない』と公表することが重要だ。これまで2万匹と報告してきた飼育数を23匹とする矛盾を区自身が説明しなければならない。施設を閉鎖するための口実として調査をでっち上げたとしても、23匹では少なすぎて矛盾している。どうして23匹しかいないのか、区が説明できるまでは、施設の存廃は論じられない」と回答しました。

## (4) 区民環境委員会での報告

2月12日に、区議会事務局から2月19日の区民環境委員会の議事次第と

報告概要が配布され、その中にホタル館の調査結果も含まれていました。私は同日 13 時ころ、フェイスブックとツイッターに議事次第を掲載しましたが、インターネット上でホタル館問題に言及したのは、これが最初でした。

2月19日、区民環境委員会でホタル生息調査結果の報告が行なわれ、共産党の熊倉議員をはじめ各会派の議員が質疑を行いました。私は他の委員会に出席していたため、傍聴はできませんでしたが、熊倉議員から内容を聞きました。

私がいちばん注目したのは、クロマルハナバチが石川県能登町に販売されていた事実が明らかになったことです。クロマルハナバチはそれまでは、ホタルが蛹になる土壌をハチのフェロモンで殺菌するというホタルの共生生物であるため、ホタル館での飼育を認めていると説明されており、販売されていたことは、これまでの説明が虚偽であったことを示すからです。「ホタル館でウソがあった」と、このとき疑念が深くなりました。

#### (5) 累代飼育に対する疑念

2月19日の区民環境委員会には、東京新聞、日本共産党系の東京民報の記者も取材に来ており、私も記者対応しました。党から連絡もしていないのに東京民報が取材にきていることは異例であり、これは党内に「ホタル館存続を求める」声はまだ大きいことを示すことでした。

記者には私から「そもそも25年も累代飼育すれば近親交配が避けられない。異常が起きないのが不思議だ」という話をしました。この疑問は公明党議員も委員会で質問しています。

東京民報記者は、原告にインタビュー取材したときに、この疑問を原告に聞いていますが、原告の回答は「ホタルは近親交配をさける本能がある」というもので、矛盾したものでした。わずか300個の卵からゲンジボタルの累代飼育が始まったと原告は説明していますが、300個の卵は1匹のメスが産む卵数と同等であり、最初からきょうだいであった可能性が高い上、近親交配に頼らずに20年以上も世代を重ねることは組み合わせの数からいっても不自然だからです。こうしたことから私は原告のホタル飼育の知識は信用できないと思いました。

なお2月19日のフェイスブック、ツイッターには「25年間も累代飼育を

異常なく続けることが可能なのか、疑問を感じるようになりました。ほとんど近親間生殖になってしまうのではないかと書き込んでいます。ホタル館についての見解、疑問を表明したのはこれが最初です。

#### (6) 100条委員会設置の提案

2月24日の幹事長会において、超党派でホタル館問題を解明するための「100条委員会」設置（「板橋区ホタル生態環境館をめぐる疑義事項調査特別委員会設置に関する動議を提案」）を提案しました。市民クラブの高橋幹事長から「具体的な調査項目を示してほしい」との要求があり、3月3日の幹事長会までに私が調査項目案を提出することになりました。

3月3日の幹事長会に提出した調査項目案は、以下のとおりです。

##### 「1. ホタル飼育の実態

- ①実際に数万匹というホタルが飼育されていたのか否か？
- ②「成虫持ち込み」の証言が真実か否か？
- ③業務委託を受けていた「むし企画」の実際の業務内容と委託金の使途
- ④ボランティア員の実態と役割

2. 「ふくしま復興ホタルプロジェクト」（福島県いわき市）に関すること

3. ホタル生態環境館におけるクロマルハナバチ飼育に関すること

4. 担当職員が主張する「ナノ銀による放射能除染」に関すること

5. その他、板橋区ホタル生態環境館の運営・管理に関すること」

3月24日の幹事長会で100条委員会設置について協議されたが、「元職員（原告）に反論されても議会側が追及しきれない」などの消極論が多数を占め、設置には至りませんでした。

### 3 ホタル館問題の疑惑解明のための調査

#### (1) ホタル館への現地視察

2014年3月5日には、いわい、熊倉両区議とともにホタル館に視察調査をおこない、そこで、むし企画の前代表からカワニナが発送されていた伝票を発見しました。カワニナもホタル館で飼育していたと原告は報告していたので、報告がウソだったことを示すものでした。

原告からホタル館の業務を引き継いだ自然教育センターの職員からも説明

を聞きした。カメが水槽に浸かったまま甲殻干しができず、皮膚病にかかっていたこと、水槽の管理がほとんどされていなかったことを見て、生き物が大切に扱われていなかったことを感じました。

また昆虫施設ではありえないはずの大量の蚊取り線香、虫よけスプレーの在庫があること、などをみて飼育業務が適切に行われていなかったことがわかりました。

## (2) 区議会本会議での質問

3月7日の区議会本会議では、それまでの調査をもとにホタル館をめぐる疑惑を区長に質問しました。

区長の答弁では、福島県いわき市でのホタル放流は、板橋区としての正式な依頼は受けておらず、板橋区のホタルを福島県いわき市に提供した事実もないことが明らかにされ、原告の主張を否定するものでした。

また、原告は全国23カ所の各地のホタルを預かって飼育していると主張していますが、区長は「板橋区ホタル生態環境館は、他自治体や団体のホタルの幼虫を預かり、その方たちに代わって飼育する施設ではない」と答弁し、これも原告の主張を否定するものでした。

## (3) むし企画前代表の自宅跡を調査

3月8日には、埼玉県蓮田市のむし企画前代表「小船明」氏の自宅を訪ねました。家は空き家になっていましたが、昆虫、水生生物の飼育をおこなっていたようすはわかりました。近所の人に聞いて、前年に小船氏が亡くなっていたことを知りました。9日に電話帳で小船氏の家電話番号を調べて、かけてみたところ、「明は親戚で、生前はホタルを飼育していた」との証言を聞くことができました。

この証言を聞くまでは、「阿部さん(原告)はホタル飼育での有名人だから、よそで購入したホタル成虫をホタル館に持ち込めば、すぐに購入先に身元がばれてしまい、持ち込みは不可能」と考えていましたが、自身もホタル飼育していたむし企画の小船氏を通じてホタルを購入すれば、秘密裏に持ち込むことは可能になる」と思うようになりました。

## (4) むし企画代表を訪問、原告代理人と電話

3月13日には、小船氏から「むし企画」代表を引き継いだとされる高久秀

雄氏の千葉県成田市の自宅を訪問しました。高久氏から「すでに弁護士がついており、話ができない」と説明され、その場で電話にて渡邊彰吾弁護士と話すことになりました。私が名乗るとすぐさま渡邊弁護士から「あんた、ナノ銀をインチキって書いているだろう。訴えますよ」と恫喝をうけ、びっくりしました。

また、渡邊氏は原告の代理人も務めていることを知り、区の職員の代理人と区から委託を受けている業者の代理人が同一人物であることにも「矛盾している」と感じました。

高久氏は弁護士から話は止められているとしながらも、雑談には応じてくれ「ホタル館には月2回程度行くことがあるだけで、仕事は現場と阿部さんにまかせている。自分は材料を送るのが役目」と教えてくれました。

また、ホタルの生態については「幼虫は川底の土を1センチくらい掘って隠れることもあり、区の生息調査で見つからなかったのはそのため」と話してくれましたが、ホタル館のせせらぎの川底はモルタルで固められているのでホタルが掘って潜れるものではないこと、そもそもホタルが地中に穴を掘るのは、蛹になるときだけであることから、高久氏がホタル館の現場やホタル飼育について知識がないことが分かりました。

数日後に高久氏が税務相談をしている成田民商の事務局長に電話し、ホタルにかかわる仕事をしていたことを確認しました。

私は当初からホタル成虫の持ち込みが事実だったと確信していたわけではありません。それはホタルを外部から秘密裡に持ち込むことが不可能だと思えたからです。しかし、3月5日のホタル館視察、3月8日の故・小船氏宅への現地調査、3月13日の高久氏との面談などを通じて、小船氏、高久氏を通じてならホタル持ち込みを秘密裡に行なうことは十分に可能であるとの確証を得ました。そこで、それらの調査で得た情報を区議会や区民と共有し、ホタル館で実際に行なわれていたことを解明する必要があると考えました。そしてその後も独自の調査活動を続けました。

#### (5) 区環境課との関係について

私は区環境課にも資料要求してきましたが、環境課からはほとんど協力を得られず、独自に調査活動をすすめてきました。

私が調べたことをインターネットで公開すると、多くの返信があり、そのなかで、以前からホテル館や阿部氏の言動に対して批判的な人々が多数いることを知りました。

そうした情報をもとに出来る限る現地調査を行い、現地に行けない場所は、当地の共産党議員・党員に聞くなどして調査を深めていきました。

環境課から直接聞いた情報もありますが、独自調査の結果を環境課に確認を求めて、始めて環境課がそれを認めることが多かったのです。

それでも、環境課と私の調査結果が一致するという事は、それらが真実であることの証左だと考えています。

#### 4 ブログで「ホテルの闇」を開始

超党派での100条委員会設置が実現できなかったことを受けて、日本共産党独自の調査活動、不正追及を行う必要性を感じ、党内の活動者会議でも詳細に報告しました。また私のブログにおいても3月27日から「ホテルの闇」と称して、調査活動の成果を公開するようになりました。

##### (1) 原告の著書に対する疑問

私が調査するにあたっての基礎資料の一つにしたのが、原告の著書『ホテルよ 福島にふたたび』です。

この本は板橋区の実情を知る者として読むと、多くの事実と違うことが書かれていることに驚かされました。

たとえば、ホテル飼育に関する特許に関して「私は公務員ですから、もちろん給料以外の報酬はありません」(137ページ)と書かれていることは明確にウソだと断言できます。私は板橋区が区職員による発明がされた場合の権利にかかわる条例が新設された際に議会で質疑をしており、発明者に特許使用ごとに報酬が与えられることを知っていたからです。

そのほか、原告は親のコネで区立動物園への入職を実現したなど、公務員の資質を疑わせることも著書で披露していることに驚かされました。

この本を読み、原告の主張は鵜呑みにできないと思うようになりました。

ホテル館のすべての実績は原告の報告に基づくものであることと併せて考えて、原告の主張が信用に値しないとなれば、ホテル館のすべてを疑わざるを

えません。

(2) アクアマリンの富里氏の調査活動

調査の情報源として役に立ったのは、福島県いわき市の水族館アクアマリンの獣医師・富里聖一氏の調査活動であり、日本ホタルの会、東京ゲンジボタル研究会のホームページや書籍でした。

富里氏は、原告が福島県いわき市で行ったホタル放流の活動にはじめて意義を唱えた人であり、ホタル館に来館し原告と直接会ってそのウソを見抜いた人です。

(3) 東京ゲンジボタル研究所の『ホタル百科』

書籍で参考にしたのは、東京ゲンジボタル研究所著『ホタル百科』です。この本は原告も自身のブログ（2006年7月8日「ホタルの本音」）で「東京ゲンジボタル研究所著『ホタル百科』はホタルを知らない人にも、専門的に行なっている人にも実用書にもなり得ます。私も相当数購入し、行政視察や本当にホタルの事を真剣に考えている人に読んでいただくようにしています。色々なホタルの本が出ていますが、板橋区ホタル飼育施設が唯一推奨出来る内容であります」などと推奨している本なのですが、原告が語るホタルの生態が事実と違うことを教えてくれ、私は議会質問にも活用しました。

たとえば、原告は2014年7月15日に私と面談したときに「ホタル幼虫はわずかな力で潰れて、死ぬとすぐに溶けて土と同化する」という趣旨のことを話していましたが、この本では幼虫の体には硬いキチン質の部分があること、「かなりの力持ちで」「直径5cm以上もある石が、その下に潜っている幼虫によって動いているという光景をしばしば観察することができる」（『ホタル百科』14ページ）ことが書いてあり、原告が説明する弱い幼虫のイメージとはまったく違ったものでした。

また、原告は2007年8月19日放送のテレビ朝日「宇宙船地球号」（現在もインターネットのYouTubeで視聴できる）で、「ホタル成虫は生まれた場所から400m移動すると、磁場が狂って威嚇光を放ち、死んでしまうので、移動できない」という趣旨の説明をしていますが、この本にはホタルはおおむね半径25～50mの範囲をテリトリーとしているものの、「発生密度の低い近親交配の危険性が大きい地域では、500mから時には1kmも移動する成虫

が確認されている」(『ホタル百科』23 ページ)と書いてあり、原告の説明と大きく食い違っています。

## 5 SNS の活用と注意していたことについて

それから調査でわかったことや、あらたな疑問が生じるたびに、SNS で発信をつづけました。ブログでは調べたことをできるだけ根拠を示して詳しく、整理して伝えることを心がけました。ツイッターやフェイスブックでは速報性も重視しながら、ホタル館問題に関心をもってもらうこと、私の知らない情報や意見をユーザーから集めること、ユーザーの疑問、質問にできるだけ答えることを念頭に発信しました。

ホタル飼育に関すること、ホタル持ち込みについては、明白な事実以外は断定的な表現は避けてきました。一部に断定的と捉えられる表現があるかもしれませんが、もともと「ホタル持ち込みは事実かどうか」で議論されていた時期であったので、その議論の中で、たとえば「偽装されていた」と表現したとしても、それは私が偽装を疑っている立場であることを示すものです。私はその合理的根拠がある疑問・疑惑として私の見解・論評を発信してきました。

## 6 原告と渡辺弁護士との面会

7月15日には、渡辺弁護士からの要請で、渡辺弁護士の事務所で原告と直接会うことになりました。私は100条委員会の設置を区議会各会派に提案していたこともあるので、私個人や共産党だけで対応するのはふさわしくないと考え、各会派に同行を求めましたが、結局、日程その他の都合で同席できる他会派はなく、共産党板橋区地区委員長の副委員長に同席してもらいました。

面会の当日、私はいろいろ原告に聞きたいことがありましたが、思うようには質問させてもらえませんでした。

冒頭に渡辺弁護士から「阿部博士には敬意を払ってください」といわれ、長い時間原告のホタルの蘊蓄を聞かされたあと、1月27日のホタル館調査のようすを原告の支援者が撮影したビデオを見せられました。その間、私が首をかしげたり、ため息をつくたびに渡辺弁護士から注意をうけ、とても威圧的な緊張させられる雰囲気でした。

調査員がカップに入れた水をバットに入れる場面では、渡辺弁護士が「ああ、ここ！ この水圧で幼虫が死んだんだ！」と声をあげたので、私は思わず失笑してしまいました。（この程度の水圧で死ぬわけがないじゃん）と思ったからです。すると渡辺弁護士は「まじめに見なさい」などときつく叱責しました。

ようやく質問を許されましたが、知りたいことはわからないままでした。たとえば、原告はマルハナバチ飼育や各地へのホテル放流について「上司から指示を受けていた」というのですが、私が「上司とはだれで、指示の方法は電話かファクスか面会か」と具体的なことを聞くと明確な返答はありませんでした。

疑惑が晴れることなく時間切れとなったのですが、最後に渡辺弁護士から「ナノ銀についてインチキと書いたことを取り消さないと訴える」と告げられました。私は脅迫されているように感じました。

後日（8月4日）、質問できなかった点に配達証明郵便で質問状を送りましたが、返事はなく無視されました。このことから原告には疑問に対して誠実に答える意思はないのだなと感じました。

## 7 原告のテレビでの発言

原告は9月5日に放送されたTBSテレビのニュース番組「Nスタ」において、記者の質問に答えて、1995（平成7）年に区に報告していた「20万匹」という飼育数（羽化数）について「20万匹というのはウソです」「当時、板橋区として『数を拡大して言え』というのがあったんです」「あの施設で20万飛ぶわけではないだろうという部分は実はある。ただもう記録に残っちゃってるので、私はだから言わない。今日までひと言も誰にも言ったことがなかった。今回初めて自分は暴露した」などと証言しています。

この放送をみて私は、原告自身がウソを認めたのだと思いました。

## 8 その後の調査

このほかにも私は様々な場所に行き、いろいろな人に話を聞いて調査をすすめました。

- (1) 原告が協力していた鶴岡八幡宮と渋谷区立臨川小学校には2月から6月くらいまでの間に電話で話を聞きました。鶴岡八幡宮からは、「阿部先生の紹

介でホタルを千葉県のペットショップから買っている」事実を教えてくださいました。

臨川小学校からは「阿部先生から学校のビオトープの苔にホタルが卵を産み付けていると言われ、孵化をお願いするため苔ごと阿部先生に渡したが、結局ホタルは戻ってこなかった」と聞かされました。

(2) 8月22日には、千葉県山武郡芝山町のヒロセペットを訪問しました。店長は原告やむし企画代表の高久氏（千葉県成田市）との関係を否定し、2人を「知らない」と証言しましたが、話に不自然なことが多く、私は信用しませんでした。後にわかったことですが、この店長はホタル館のボランティアスタッフとしてホタル館の館内掲示にも紹介されていました。また同日、千葉県匝瑳市のヒロセペットの親会社である株式会社広瀬の作業場の場所にも行き、そこがホタルの飼育場である可能性に矛盾がないことを確認しました。

(3) こうした原告に関わった人たちの話を聞き、関連先を確認するにつれ、私は原告のホタルに関する主張に多くの矛盾やウソが含まれているとの確信を深めましたが、9月5日放送のテレビでの原告の証言は、その確信を決定的なものにしました。

しかし、この放送後も板橋区はホタル館で何が起きていたかを公表しようとしておらず、放送を見た区民からの「真相はまだわからないままだ」との感想も伝わってきました。

(4) そこで私は、この放送後も独自の調査活動を続けて、区民に事態を説明する努力を続けました。

主な調査は次の通りです。

2014年10月7日、ホタル館を一人で視察しました。7~8月に孵化したゲンジボタルの幼虫がこのときには2センチほどの大きさ、4齢幼虫にまで育っている個体もたくさんいました。原告が区の生息数調査への反論で「1月27日の時点では、幼虫の大きさは5ミリ~8ミリがほとんど」と主張していることと、実際のホタルの成長が食い違っていることを確認しました。また、ホタル館を囲むフェンスに人が通れるだけの隙間やハシゴなどがなくても乗り越えられる低い箇所があることを確認しました。こうした場所から侵入すれば区が設置した監視カメラの前を通らず、ビオトープまで行ってホタルの

死骸を撒いて区の実数調査を攪乱することは十分に可能です。

- (5) 10月22日、神奈川県藤沢市の下水処理場におけるホタル飼育事業を視察しました。この施設では、板橋区ホタル館を見学したことをきっかけに、原告から紹介された(有)ルシオラという会社に、年約400万円の委託費で業務委託しているとのことでした。しかも、ホタルの世話は月2回だけだということでした。板橋区ホタル館では委託費だけでも1400万円ですから、400万円とはずいぶん開きがあります。私は板橋区の委託費が過大な金額であったことに気づかされました。

また、原告はホタルの世話のため毎日休み無く深夜まで人がつきっきりでなければならないと説明していましたが、藤沢市では月2回の世話で問題ないということだったので、板橋区ホタル館での世話にかかる人手には大きな誇張があると思いました。

さらにこの視察では「補助飼育」という手法があることを知りました。この施設では藤沢市内で捕獲したホタルを累代飼育しているとのことですが、施設内だけで飼育していると途中死亡などで数が減ることに対応するため、絶滅を防ぐためなどの理由で、別の施設でも「補助飼育」と称して並行して飼育しており、夏の公開日には2つの施設で飼育したホタルを合わせて公開しているとのことでした。

ところが藤沢市の施設では成虫が産んだはずの卵を確認することも回収することもなかったと聞かされて、私は「これは累代飼育ではない。毎年、ホタルを持ち込んでいるのだ」と思いました。

「補助飼育」をしている施設は千葉県匝瑳市のルシオラ所有の施設であると説明を受けましたが、すでに8月22日に同市の「廣瀬」の作業所を見てきた私には、それがルシオラの施設ではなく、「廣瀬」所有の施設であることがわかりました。藤沢市の委託契約の相手はルシオラですので、実際の飼育業務を「廣瀬」が担っていることになれば、契約で禁止されている「再委託」になるので、「廣瀬」の施設であることを藤沢市に隠したのだと思います。

私の発言、発信はすべて以上のような調査と経過に根拠をおくものであって、ウソ偽りはまったくありません。

## Ⅱ クロマルハナバチなどの不正行為について

ホテル館でのホテル飼育の実態について、調査し、区の報告を検討しているなかで、ホテル館ではこれまで区議会や区民に報告されていない不正なことが行なわれていたことがわかりました。

私はホテル館での一連の不正事件を区議会で追及してきましたし、SNSで情報発信してきました。この私の取り組みを原告は「名誉毀損だ」と言っていますが、私には名誉棄損の意図はまったくありません。

不正の事実を区民に知らせ、不正に関わった者に反省を求め、区には再発防止の徹底を求めることが私の目的です。

ホテル館で不正な行為（区では「非違行為」という用語を使っています）があったことは、原告の主張から考えても確実なことです。原告はただ「上司から指示を受けていた」とか「事務的な小さなミスで不正ではない」とか言っているに過ぎません。

しかし、区政をチェックするのが役割である区議会議員の私からみれば、たとえ原告の言うとおりに上司の指示があったとしても、あるいは、小さなミスであったとしても、区政にかかわる不正であることには変わりはありません。

首謀者が原告でなく、ほかの何者かであったにせよ、不正の事実を告発し、なぜ、それが起きたのかを追及しなければなりません。

ホテル館での数々の不正を指揮した首謀者は誰なのか、という問題をしばらく脇に置いたとしても、25年間一貫してホテル館の現場にいたのは原告ただ一人であり、必然的に原告の言動からホテル館の実態を考えざるをえませんでした。そしてその原告の言動は矛盾に満ちたものでした。

以下、具体的にホテル館での不正について述べます。

### 1 クロマルハナバチのフェロモン、「ホテルとの共生関係」について

(1) 私がホテル館でクロマルハナバチ飼育をしていることを最初に知ったのは、2010年10月29日の区議会決算調査特別委員会でのことでした。

自民党の区議が「ホテルを飼育する施設で、どうしてハチを飼うのか？」と質問したのに対し、当時の区民環境部長が「実は、ホテルが生育するため

には、適切な水質、土壌、えさなどの生態系の微妙なバランスというのが非常に重要でございます。在来種のこのクロマルハナバチ、これがつくる土が、ホタルのさなぎが潜る土の抗菌化のために必要でありまして、一定の必要限度の範囲内で、このクロマルハナバチを飼うことを認めている」と答弁したのです。

部長はさらに「茨城大の研究で、クロマルハナバチが土の中で巣をつくる際に出すフェロモン、これによって土のカビだとかダニ、ウイルスなどが滅菌をされまして、ホタルが土の中で過ごす土として最適なものだということが判明した」と説明しました。

私はこの答弁を聞いて「そんなこともあるのか！」と感心し、すっかり信じこんでしまいました。

- (2) しかし、3年後の2014年2月19日の区民環境委員会でクロマルハナバチが石川県能登町の公社に供給され、農家向けに販売されている事実を知り、部長が答弁した「ホタルのためにハチを飼う」はウソで私を含め議員たちは騙されていたことに気づきました。

ハチのフェロモンの抗菌作用や、ハチとホタルとの共生関係についての科学的根拠は不明のままです。部長答弁の根拠は、原告の説明をそのまま議会で繰り返したにすぎませんでした。

板橋区環境課も原告に根拠となる学術論文等の提出を原告に求めたそうですが、提出がなかったと聞いています。

- (3) 渡辺弁護士は、2014年3月22日付の坂本区長あての「意見書」のなかで、「クロマルハナバチの効用について」解説し、「効用」を示す資料として山岡誠・九州女子大学元教授が書いたとされる「ゲンジボタル、ヘイケボタルとクロマルハナバチの関係」という文書が掲げられています。

しかし、この山岡文書を読んでも「ホタルがクロマルハナバチの蜜を好んでなめることで長生きする」ことを発見したという山岡氏の観察記録です。どこにもフェロモンの話はでてきません。ホタルがハチの蜜を自ら好んでなめるという仮説も、この文書だけでは自然界での事実とはいえません。

私も生物学の書物で調べてみましたが、そもそもフェロモンとは同種の他個体に作用する物質のことですから、ハチのフェロモンが異種の土壌細菌や

ホテルに作用するとは考えられません。

こうしたことから私はハチのフェロモンの抗菌作用の話やホテルとの共生関係の話は、販売用クロマルハナバチの飼育をホテル館で行うための作り話だと疑念を深くしました。

- (4) ホテル館は公けの施設であり、原告は公務員ですから、ハチの販売という営利事業に関与することは禁止されているはずです。

百歩ゆずって板橋区の許可があったとしても、それなら区議会に事業報告があるはずです。少なくとも議員が要求すれば説明ができなければなりません。そうした行政では当たり前の手続きがなされていない以上、ホテル館でのハチ飼育やその売買は不正行為だといわなくてはならないと思います。

## 2 「業務提携契約書」(乙9号)とフェイスブックの投稿(甲1-35)について

- (1) 原告は2014年3月末日付けで板橋区から懲戒免職処分を受けています。

区が公表した懲戒理由は次のとおりです。

### ① 特定の営利企業への便宜供与

- ・ 静岡県小山町で施工されたホテル水路整備について、(有)ルシオラを紹介し業務を請け負わせた。(平成24年2~3月)
- ・ ホテル生態環境館施設において、区の本来業務でないハチ飼育を事業者「イノリー企画」に認めるなどの便宜を図った。(平成23年4月)

### ② 当該企業の経営に深く関与及び自らも営利事業に携わったこと

- ・ (有)ルシオラが静岡県小山町に提出した「業務代理人等通知書」には、主任技術者と記載され業務にも携わった。(平成24年2~3月)

### ③ 区に歳入されるべき特許実施料金について損失を招いたこと

- ・ 「ホテル飛翔に関する事項〔最低五年間〕」を提出し、区に歳入するべき特許実施料金の免除を約束した。(平成24年5月)

### ④ 上司の判断を仰がず契約を行うなどの極めて不適切な行為

- ・ 「イノリー企画」との間で在来種クロマルハナバチ(以下「ハチ」という。)飼育に関する「業務提携契約書」を締結した。(平成21年7月)
- ・ 「イノリー企画」及び財団法人能登町ふれあいと公社との間で、ハチの「売買契約書及び秘密保守契約書」を締結した。(平成23年4月)

- ⑤ 区の本業業務ではない作業を同僚の再雇用職員等に行わせたこと
  - ・ 区の本業業務ではない、宗教法人Eから送られてきたホテルの仕分け作業を同僚の再雇用職員等に指示し行わせた。(平成 25 年 6 月 7 日)
- ⑥ 区職員以外の第三者に施設の鍵を渡し、解錠・施錠を行わせたこと
  - ・ 平成 25 年 12 月 6 日深夜の施錠及び 7 日朝の解錠、平成 26 年 1 月 17 日深夜の施錠及び 18 日朝の解錠について、区職員以外の第三者に鍵を渡し、施設の解錠・施錠を依頼した。また、同様の行為を 8 年ほど前から年数回行っており、その際の取締簿について、自身が解錠・施錠を行ったように装い虚偽報告を行った。

以上の理由で懲戒免職となった原告は同処分の取り消しを求め、板橋区区長を提訴し、2014 年 6 月 5 日に記者会見を開きました。

- (2) 会見の内容を報道する翌日の朝日新聞の記事を読んで私は首をかしげました。「訴状では『区の決定を受けずに業者とクロマルハナバチの飼育で業務提携した』とする区の処分理由について、この業者の設立は 2010 年夏で、阿部さんが業者と契約書を結んだと区が説明する 09 年 7 月にはこの業者は存在しない、などと主張した」と書かれていたからです。

この記事どおりなら確かにたいへん矛盾した話ですので、どこかに間違いがあったのだろうと私自身も記者会見に参加した記者から渡された配付資料のコピーのなかに含まれていた「業務提携契約書」(乙 9 号証)を確認し、その日付が「平成 21 年 7 月 1 日」であることを確認しました。区の環境課にも話を聞いて、区の説明には矛盾がなかったことを確認しました。

- (3) 私は 6 月 9 日のフェイスブックに「阿部さんが能登町を欺き、契約書の日付を偽装したことも疑われます。もともと、この業者には法人としての実態がないので、設立日などは、どうにでも主張できます」と投稿しましたが、朝日新聞の報道から 3 日後に投稿したのは、こうした事実確認に時間を費やしたからです。

原告はこの「業務提携契約書」の内容が架空であったことを認めています。つまりウソの書類だったということです。原告はこのウソを「能登町公社から要請されたのだから詐欺ではない」旨の主張もしていますが、誰が首謀者であろうとも、ウソの書類で信用を偽ることは騙す行為であり、原告がそれ

に加担したことは間違いのないことだと思います。じっさい私も能登町議会に問い合わせしてみたところ、「業務提携契約書」が架空のものであったことは知らなかったと回答がありました。

- (4) 「イノリー企画」代表を名乗る駒野いづみさんとは、2014年2月にホテル館の生息数調査の再調査を求めて陳情に来られたときにお会いしたことがあります。そのとき受け取った駒野さんの名刺を後日、見直して驚いたのは、「イノリー企画」の住所や電話番号がホテル館のものと同一だったことです。板橋区が所有管理する公けの施設であるホテル館を民間企業の事務所に使用させることは通常は考えられないことです。また同名刺にはホテルのイラストともに「阿部組」との記載もあり、原告との深い関係をうかがわせるものでした。この名刺は区が発表した事実関係を補強するものであることから、原告が「イノリー企画」に便宜供与しているという板橋区の懲戒理由には、根拠があると私は認識しました。

### Ⅲ ナノ銀除染について

私は、原告が主張する「ナノ銀除染」について繰り返し批判し、SNSの読者に騙されることのないように警告を発してきました。

この陳述書では便宜上「ナノ銀除染」という言葉を使いますが、原告の主張によれば、正確には「除染」ではなく、ナノ銀によって原子核反応を起こし放射性物質の放射能を無害化もしくは低減させることのようにです。

しかし、ナノ銀粒子による化学反応で、放射性物質の原子核反応を起こすという原告の主張は自然科学の法則として起こりえないことです。化学反応によって生じるエネルギーと核反応に必要なエネルギーの差は100万倍であることは、高校レベルの物理の入門書にも書いてあることです。100万倍のエネルギー収支の差を埋めることなしにはナノ銀で核反応が起きることはありません。

1 「ナノ銀除染」をインチキと評したのは2014年2月22日のフェイスブック(甲1-135)が初めてでした。いまでもYouTube上で公開されている動画「放射能除染に成功Ⅱ」を見ての感想でした。この動画には「2012/04/12に公開 板橋区ホタル生態環境館阿部博士考案ナノ銀担持工法により、放射能除去に成功しました。使用濾材は放射能は残留いたしません」との注釈がついています。

原告は動画のなかで、ナノ銀を担持させた濾材で汚染水の放射能を除去したあとも、濾材は放射性廃棄物とはならないので、別の用途に再利用できる旨のことを語っていますが、私はたいへん危険なことだと思いました。

放射能汚染水を濾材に通過させれば、濾材に放射性物質が吸着されて、結果的に水の放射線量は下がります。しかし、放射性物質が水から濾材に移動するだけなので、濾材自体の放射線量は逆に高くなります。

原告はこうした仕組みをまったく無視し、放射能があたかも消滅するかのようの説明し、放射能除去に使用した濾材が無害であるかのように主張していません。原告の主張を信じ使用済み濾材を再利用すれば、放射能汚染が拡大してしまうことになりかねません。

動画のなかでの線量計の使い方もまったく間違ったものでした。原告はビニール袋に入った「除染に用いたナノ銀骨炭」の線量測定をしているのですが、

原告はその袋にプローブをあて「最初は 11.4。それが、0.23、0.24…。これはもう自然の放射線量と同じといってもいい」などと話しながら、あたかもナノ銀骨炭自体の放射線量がみるみるうち激減しているかのように説明しています。

しかし、線量計の針は、つねに揺れ動く不安定なもので、時計の針のように読み取れるものではありません。とくに電源を入れた直後やプローブを移動させた直後は針が大きく動くので、揺れが小さくなるまで待つ必要があります。そして一定の時間ごとにその時刻に針が示す数値を記録し、これを 10 回程度繰り返して、平均値をとって、放射線量の測定値とするのが正しい線量計の使い方です。これはデジタル表示の線量計であっても同じです。

測定の初めにいきなり「11.4」といった高い数値が出ることは、こうした線量計の性質上ありうることで、実際に 11.4 の線量があったことにはなりません。そして、時間経過とともに通常の線量値に戻っていくことは当然のことであって、こうした当たり前の現象を見せて、「ナノ銀による放射能除去だ」と特別のここのように主張するのは、インチキで人を騙すのと同様だと思いました。

原告はこの動画以外のさまざまな実験でも、放射線量が下がったことを根拠にしてナノ銀に放射能低減効果があると主張しています。しかし、線量計と測定対象の放射性物質との間に、水、砂、骨炭など別の物質をはさめば、線量計が示す数値を下げることはできます。

- 2 原告が言うとおりにナノ銀にはほんとうに、放射性物質の半減期を「減弱」（原告は、半減期が「短縮」されるという意味で使っています）する効果があり、放射能を低減あるいは無害化するのであれば、いきなり放射線量がさがり始めるのではなく、まず線量の増大が観測されなければなりません。

半減期とは、放射性物質が放射線を放出しながら原子核崩壊を起こしていくスピードのことですから、スピードが速くなるということは、それだけ一定時間内に放出される放射線の量は多くなることになります。

線量計の数値が下がったことをもって、放射能を低減させたという原告の主張は、科学的根拠のないまやかしのほかないのです。

3 私は「ナノ銀除染」を批判する際に「インチキ」という言葉を使ってきました。それもよくよく考えて選んだ言葉です。

インチキとは最低の評価を下す言葉だと思いますが、「ナノ銀除染」にはそのとおりに最低の評価を下すしかありません。

「インチキと言うのではなく、もっと科学的に説明すればいい」と忠告する人もいて、私も工夫しようとは思いましたが、短文のツイッターでは字数が足りず、端的に結論をいうことはむずかしいということがあります。

人々に問題を早く広く提起するにはツイッターはすぐれていますが、詳しい説明ができないという欠点もあります。そこで科学的な説明は長文が書けるブログやフェイスブックですることになりました。

インチキという言葉では確かに科学的な説明にはなっていません。しかし、もともと科学的説明に耳をかたむけ、科学的に思考する人なら、「ナノ銀除染」を信じるようなことはしないはずです。信じている人たちは「ナノ銀除染」のメカニズムを信じているのではなく、それを提唱している人物の肩書、立場、権威を信じているに過ぎないと思うからです。

「理学博士がホンモノと言っていること」に対して「区議会議員がインチキと言っている」という対立した状況をつくりだすことによって、科学的な思考が苦手な人にも、「ナノ銀除染」をいたずらに信じてしまうのではなくて、立ち止まって考えてくれればよいと考えて「インチキ」という表現を使ってきました。

4 起こることがないことを「起こる」と言い張り、聞いた人を信じさせる行為は一種のデマ行為だと思います。福島原発事故以降、福島県民だけでなく全国の多くの人々が放射能汚染に恐怖を感じていたと思います。その人々の恐怖に乗じ「ナノ銀を使えば放射能を無害化できる」と信じ込ませる行為はほんとうに許せません。

原発事故後、多くの人々がいろいろな放射能汚染の除染対策を考え、それを公表していたことは確かです。そのなかには「放射能を消す微生物がいる」とか「味噌汁を飲んでいれば被曝しない」とか、およそ科学的とはいえない荒唐無稽な主張もたくさんあります。

私もその一つ一つをいちいち取り上げて批判を加えることはしていませんし、できることではありませんでした。こうした荒唐無稽な主張は繰り返され現れるとはいえ、あまりのばかばかしさのために、無視したとしても世間にたくさんの信者が広がることは少ないからです。しかし「ナノ銀除染」はそのように無視してよいようなデマではありません。

なぜなら、「ナノ銀除染」を主張する原告は「理学博士」の肩書を持っており、私が議員を務める板橋区の公務員だからです。科学的思考に不慣れな人はこうした肩書や立場だけで信頼してしまい、科学的な検討を抜きに信じてしまう人もたくさんいます。

さらに原告は「ナノ銀除染」を政治家や自治体に売り込み、それらの政治家や自治体も一時的にせよ原告の主張を信じてしまった事実があることから、ますますナノ銀除染を信じる人々が増える状況が危惧されました。

同時に、デマの拡散への危惧を共通認識にした「ナノ銀除染」への批判もネット上で広がっていました。

5 私がネット上で批判をはじめた 2014 年 2 月ごろはそうした状況で、私は批判者のなかでも一番の後発になると思います。私より先に批判をしていた人も多くいて、なかには激烈な言葉で原告を中傷する人もいるのに、どうして最後に批判を始めた私だけが提訴されるのか遺憾に思うこともあります。

もっとも、他の批判者と私との違いについても自覚しているつもりです。多くの人は匿名で批判を展開していましたが、私は実名を明らかに板橋区議会議員という身分も公表したうえで批判してきましたから、原告が普及を試みた「ナノ銀除染」というデマを抑止するうえで大きな影響力があったと思います。

ただ私にも反省点があります。それは「もっと早く批判を始めていればよかった」ということです。じつは私は原発事故の数カ月後くらいの時期に、知人から「板橋区の職員が放射能についておかしいことを言っている」という内容のメールを受け取ったことがありました。そのとき原告のツイッターに「ナノ銀で放射能の無害化」と書いてあることも確認しました。しかしその当時は「ホテル館を存続させたい」という気持ちが強く、ホテル館の職員である原告が反対派から攻撃されることを心配し、そのまま放置してしまいました。あのとき、

私が原告に「放射能は消せない」と伝えていれば、その後違った展開になっていたかもしれません。

- 6 原告は私が「インチキだ」と言ったことを捉えて、原告の人格への攻撃だと思っているようですが、私にはそうした意図はまったくなく、あくまでも「ナノ銀除染」という主張に対しての批判としてインチキと評したものです。

「インチキ科学」あるいは「ニセ科学」、「疑似科学」「似非科学」はすでに社会に定着した言葉だと認識しています。その意味は「科学であるように見せかけながら、実際には科学ではないこと」ですが、「ナノ銀除染」はまさにインチキ科学、ニセ科学であり、インチキと評したことが不当なことだとは思っていません。

以上